

転写無効



許可番号 第06820030460号

産業廃棄物処分業許可証

住所 大阪府東大阪市菱江2丁目4番10号

氏名 三洋商事株式会社
代表取締役 上田 博康

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

東大阪市長 野田 義和



転写無効

許可の年月日 平成22年10月 7日
許可の有効年月日 平成27年 9月21日

1. 事業の範囲

事業の区分：中間処理（破砕）

産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）

1. 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く）	5. ガラスくず（石綿含有産業廃棄物を除く）
2. 紙くず	6. がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く）
3. 木くず	
4. 金属くず	

以上 6種類
2. 事業の用に供するすべての施設

破砕施設

産業廃棄物の種類	： 1, 2, 3, 4, 5, 6に限る。	
設置場所	： 東大阪市菱江2丁目4番2, 9, 10, 11, 12	
設置年月日	： 平成17年 5月20日	
処理能力	： 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く）	4.8 t/日
	紙くず	1.4 t/日
	木くず	2.8 t/日
	金属くず	21.7 t/日
	ガラスくず（石綿含有産業廃棄物を除く）	9.6 t/日
	がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く）	4.8 t/日
3. 許可の条件

余 白
4. 許可の更新及び変更の年月日

平成12年 9月22日 当初許可
平成22年10月 7日 更新許可
5. 許可の申請された日における規則第10条の4第3項に掲げる基準への適合性

申請年月日 平成22年 8月10日 基準適合
6. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無

転写無効

許可の種類	指令年月日	指令番号
更新許可	平成22年10月 7日	東大阪市指令環産第 499 号